

独立行政法人農畜産業振興機構(法人番号 4010405003683)の役職員の報酬・給与等について(令和7年度)

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 役員報酬の支給水準の設定についての考え方

当機構は、畜産経営の安定、主要な野菜の生産及び出荷の安定並びに砂糖及びでん粉の価格調整に必要な業務を行うとともに、畜産業及び野菜農業の振興に資するための事業についてその経費を補助する業務を行い、もって農畜産業及びその関連産業の健全な発展並びに国民消費生活の安定に寄与することを目的としている。
当機構は、「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」(平成24年1月20日閣議決定)においては、個別法令に規定された事業を補助金等の使途が定められた財源により行う行政事業型の成果目標達成法人(以下「成果法人」という。)と位置づけられており、役員報酬水準については、他の成果法人の支給水準を参考として設定している。

② 令和7年度における役員報酬についての業績反映のさせ方(業績給の仕組み及び導入実績を含む。)

当機構の期末特別手当については、独立行政法人農畜産業振興機構役員給与規程に則り、役員の職務実績に応じてこれを増額し、又は減額することができることとしている。

③ 役員報酬基準の内容及び令和7年度における改定内容

法人の長	○役員報酬基準の内容 役員報酬支給基準は、月額(理事長:1,047,000円、副理事長:961,000円、総括理事:907,000円、理事:855,000円、監事:734,000円)及び期末特別手当から構成されている。月額については、独立行政法人農畜産業振興機構役員給与規程に則り、本俸月額に特別調整手当(本俸月額に100分の14を乗じて得た額)を加算して算出している。 また、期末特別手当についても同規程に則り、本俸及び特別調整手当の月額並びに本俸の月額に100分の25を乗じて得た額並びに本俸及び特別調整手当の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、6月、12月にそれぞれ支給する場合においては100分の175.0を乗じて得た額を基礎として、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、理事長が別に定める割合を乗じて得た額としている。
副理事長	
総括理事	
理事	
監事	
	○令和7年度における改定内容 令和7年度においては、国家公務員指定職の改定を考慮し、俸給表の増額改定(指定職の改定率と同水準の2.8%増)を実施した。また、期末特別手当支給割合の0.05か月増を実施した。

2 役員の報酬等の支給状況

役名	令和7年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任		
A理事長	千円 20,340	千円 12,564	千円 5,929	千円 1,759 88 (特別調整手当 通勤手当)			*
B副理 事長	千円 18,697	千円 11,532	千円 5,442	千円 1,614 108 (特別調整手当 通勤手当)			※
C総括 理事	千円 8,989	千円 5,442	千円 2,605	千円 762 180 (特別調整手当 通勤手当)	10月1日		◇
D総括 理事	千円 8,873	千円 5,442	千円 2,605	千円 762 65 (特別調整手当 通勤手当)	10月1日		※
E総括 理事	千円 8,816	千円 5,442	千円 2,531	千円 762 80 (特別調整手当 通勤手当)		9月30日	◇
F総括 理事	千円 8,823	千円 5,442	千円 2,531	千円 762 87 (特別調整手当 通勤手当)		9月30日	◇
G理事	千円 8,381	千円 5,130	千円 2,456	千円 718 77 (特別調整手当 通勤手当)	10月1日		◇
H理事	千円 8,385	千円 5,130	千円 2,456	千円 718 81 (特別調整手当 通勤手当)	10月1日		◇
I理事	千円 6,612	千円 5,130	千円 737	千円 718 27 (特別調整手当 通勤手当)	10月1日		※
J理事	千円 8,344	千円 5,130	千円 2,456	千円 718 40 (特別調整手当 通勤手当)	10月1日		◇
K理事	千円 8,348	千円 5,130	千円 2,386	千円 718 113 (特別調整手当 通勤手当)		9月30日	◇
L理事	千円 8,299	千円 5,130	千円 2,386	千円 718 65 (特別調整手当 通勤手当)		9月30日	※
M理事	千円 5,326	千円 2,565	千円 2,386	千円 359 15 (特別調整手当 通勤手当)		6月30日	◇
N理事	千円 8,310	千円 5,130	千円 2,386	千円 718 75 (特別調整手当 通勤手当)		9月30日	※
A監事	千円 14,390	千円 8,808	千円 4,157	千円 1,233 192 (特別調整手当 通勤手当)			
B監事	千円 5,751	千円 4,404	千円 632	千円 617 98 (特別調整手当 通勤手当)	10月1日		
C監事	千円 4,559	千円 2,202	千円 2,049	千円 308 (特別調整手当)		6月30日	

注1:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付す。

退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄。

注2:特別調整手当とは、独立行政法人農畜産業振興機構役員給与規程第5条に定める調整額であり、一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)第11条の3の規定に準じるもの。

注3:報酬等の総額は、千円未満の端数処理の関係で内訳の合計と一致しない場合がある。

3 役員の報酬水準の妥当性について

【法人の検証結果】

理事長

理事長は法人の代表として、日本の農業総産出額の約7割を占める畜産物・野菜・砂糖・でん粉を対象に農畜産業の発展と国民消費生活の安定に寄与することを目的として、生産者の経営安定対策や農畜産物の需給調整・価格安定対策、さらには農畜産業振興のための様々な事業を統括し、国内関係機関や行政機関との連携を図るなど、農畜産業行政への高度な見識や的確なマネジメントを発揮する能力が求められる。

当機構は、成果法人と位置づけられており、役員報酬水準については、他の成果法人の支給水準を参考として設定している。独立行政法人農畜産業振興機構役員給与規程を基に算出した理事長の報酬水準(年間報酬 20,253千円)は、他の成果法人の長の平均年間報酬22,431千円(令和7年度の他の成果法人公表資料である各法人の役員給与規程(以下「成果法人公表資料」という。)を基に算出)と比較すると当法人の理事長の報酬水準は妥当であると考ええる。

副理事長

独立行政法人農畜産業振興機構役員給与規程を基に算出した副理事長の報酬水準(年間報酬 18,589千円)は、他の成果法人の副理事長の平均年間報酬20,269千円(令和7年度の成果法人公表資料を基に算出)と比較しても、妥当であると考ええる。

総括理事

独立行政法人農畜産業振興機構役員給与規程を基に算出した総括理事の報酬水準(年間報酬 17,545千円)は、他の成果法人の法人の長及び監事を除く役員平均年間報酬18,362千円(令和7年度の成果法人公表資料を基に算出)と比較しても、妥当であると考ええる。

理事

独立行政法人農畜産業振興機構役員給与規程を基に算出した理事の報酬水準(年間報酬 16,539千円)は、他の成果法人の理事の平均年間報酬17,512千円(令和7年度の成果法人公表資料を基に算出)と比較しても、妥当であると考ええる。

監事

独立行政法人農畜産業振興機構役員給与規程を基に算出した監事の報酬水準(年間報酬 14,198千円)は、他の成果法人の監事の平均年間報酬15,512千円(令和7年度の成果法人公表資料を基に算出)と比較しても、妥当であると考ええる。

【主務大臣の検証結果】

当該法人の役員報酬は、他の成果法人が公表する役員給与規程を基に算出した令和7年度の役員平均年間報酬額と比較して下回っている。また、中期目標に定められた業務について、令和6年度の総合評価結果が「B」評価であったことから、農畜産業及び関連産業の健全な発展と国民消費生活の安定に寄与するという当該法人の役割は的確に遂行されていると認められるところであり、当該法人の長である理事長及びこれを補佐する役員の報酬として妥当であると考ええる。

4 役員の退職手当の支給状況(令和7年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率	前職
	千円	年	月			
理事長	該当者なし					
副理事長	該当者なし					
総括理事	該当者なし					
理事	該当者なし					
監事	該当者なし					

注:「前職」欄には、退職者の役員時の前職の種類別に以下の記号を付す。
退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄。

5 退職手当の水準の妥当性について

【主務大臣の判断理由等】

区分	判断理由
理事長	該当者なし
副理事長	該当者なし
総括理事	該当者なし
理事	該当者なし
監事	該当者なし

6 業績給の仕組み及び導入に関する考え方

「独立行政法人、特殊法人及び認可法人の役員の退職金について」(平成27年3月24日閣議決定)及び「独立行政法人の役員の退職金に係る業績勘案率の算定ルールについて」(平成27年5月25日総務大臣決定)に則り、統一的な算定ルールの下に決定する。また、期末特別手当については、独立行政法人農畜産業振興機構役員給与規程に「職務実績に応じ、これを増額し、又は減額することができる」と規定しており、今後とも継続する予定である。

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 職員給与の支給水準の設定等についての考え方

当機構は、畜産経営の安定、主要な野菜の生産及び出荷の安定並びに砂糖及びでん粉の価格調整に必要な業務を行うとともに、畜産業及び野菜農業の振興に資するための事業についてその経費を補助する業務を行い、もって農畜産業及びその関連産業の健全な発展並びに国民消費生活の安定に寄与することを目的としている。

当機構がこれらの公共的な事業の実施を主な業務としている法人であることを踏まえ、職員給与水準を検討するにあたっては、国家公務員行政職(一)の平均給与月額及び当機構が成果法人に位置づけられていることから、他の成果法人の支給水準を参考として設定している。

② 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方 (業績給の仕組み及び導入実績を含む。)

独立行政法人農畜産業振興機構職員人事評価規程に則り、職員の勤務実績、行動について5段階で評価し、その結果を昇給・降給、昇格・降格及び勤勉手当に反映している。

③ 給与制度の内容

独立行政法人農畜産業振興機構職員給与規程に則り、基本給(本俸、扶養手当)、諸手当(業務調整手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、テレワーク手当、超過勤務手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び寒冷地手当)としている。

期末手当については、期末手当基礎額(基本給の月額に、管理職のうち部長級にあつては、本俸に100分の23を乗じて得た額を加算した額、管理職のうち課長級にあつては、本俸に100分の14を乗じて得た額を加算した額)に、部長級にあつては本俸月額に100分の20を乗じて得た額、課長級にあつては100分の15を乗じて得た額、課長補佐級にあつては、100分の10を乗じて得た額、係長級かつ理事長が別に定める要件を満たしている者にあつては、100分の5を乗じて得た額をそれぞれ加算し、国家公務員の例に準じて理事長が別に定める基準により計算する。

勤勉手当については、勤勉手当基礎額(本俸の月額に、管理職のうち部長級にあつては、本俸に100分の23を乗じて得た額、管理職のうち課長級にあつては本俸に100分の14を乗じて得た額)に、部長級にあつては本俸月額に100分の20を乗じて得た額、課長級にあつては100分の15を乗じて得た額、課長補佐級にあつては、100分の10を乗じて得た額、係長級かつ理事長が別に定める要件を満たしている者にあつては、100分の5を乗じて得た額をそれぞれ加算し、国家公務員の例に準じて理事長が別に定める基準により計算した額の範囲内としている。

④ 給与制度の令和7年度における主な改定内容

- 令和7年度においては、国家公務員の改定を考慮し、
 - 俸給表の増額改定(国(行一)の改定率とほぼ同水準の3.4%増)を実施した(令和7年4月1日実施)。
 - 期末手当と勤勉手当の支給率についてそれぞれ0.025か月増を実施した(令和7年4月1日実施)。
 - 扶養手当について令和8年度から配偶者に係る手当を廃止し、子に係る手当を一人当たり13,000円に改定した。なお、令和7年度はその経過措置として、配偶者に係る手当を一人当たり3,000円、子に係る手当を一人当たり11,500円とした(令和7年4月1日実施)。
- 管理職の業務調整手当について一人当たり2,000円又は4,000円増を実施した(令和7年4月1日実施)。

2 職員給与の支給状況等

① 常勤職員の数

全常勤職員(令和8年4月1日時点):233人

注:常勤の在外職員、任期付職員及び再雇用職員を含む全ての常勤職員の総数

うち同一の職種等により通年で給与が支給された職員(対象常勤職員):175人

② 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	令和7年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち通勤手当等	うち賞与
常勤職員 (事務・技術)	162	42.3	8,458	6,046	169	2,412
常勤職員 (事務・技術、年俸制)	—	—	—	—	—	—
在外職員 (事務・技術)	—	—	—	—	—	—
任期付職員 (事務・技術)	4	58.8	5,435	4,016	161	1,419
再雇用職員 (事務・技術)	7	63.1	4,627	3,859	275	768

注1:常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再雇用職員を除く。

注2:「年間給与額」は、時間外手当を除く給与の額。

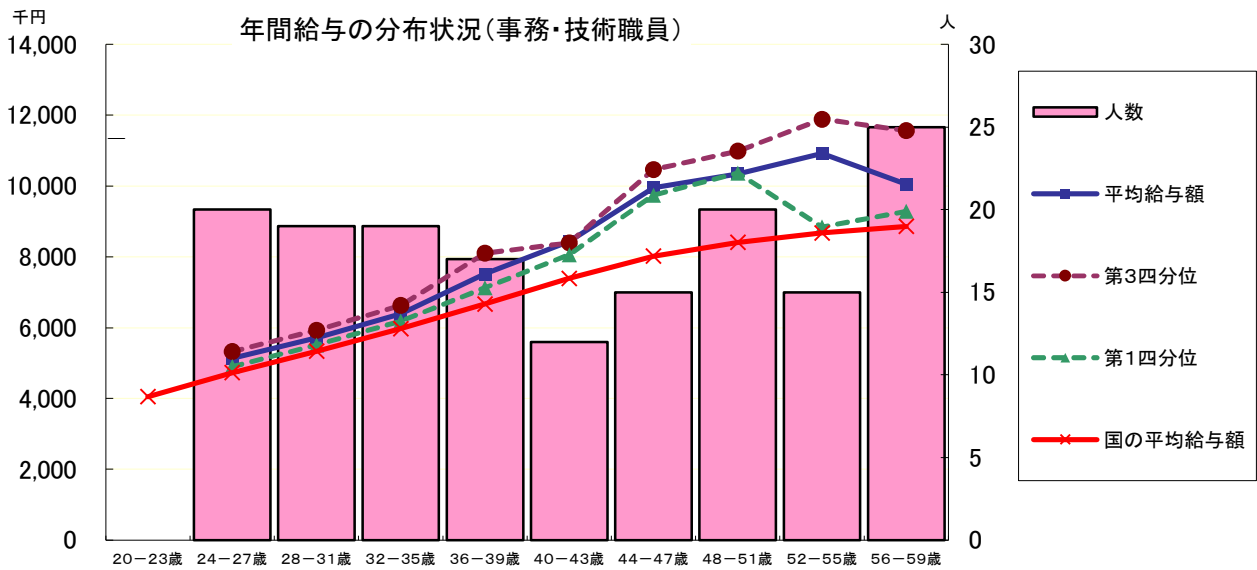
注3:「通勤手当等」は、通勤手当とテレワーク手当(在宅勤務等手当相当)の合算。

注4:常勤職員のうち、研究職種、医療職種及び教育職種については、該当者がいないため欄を省略。

注5:非常勤職員は該当者がいないため表を省略。

注6:常勤職員(事務・技術、年俸制)及び在外職員(事務・技術)の該当者が2人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、区分以外は記載していない。

③ 年齢別年間給与の分布状況(事務・技術職員)〔在外職員及び再雇用職員を除く。以下、⑤まで同じ。〕



注1:②の年間給与額から通勤手当等を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

注2:20-23歳は、該当者がいない。

④ 職位別年間給与の分布状況(事務・技術職員)

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	年間給与額	
			平均	最高～最低
	人	歳	千円	千円
・ 本部課長	31	48.3	10,419	11,341～8,320
・ 本部係長	27	30.1	5,732	6,478～5,068

⑤ 賞与(令和7年度)における査定部分の比率(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	%	%	%
		46.5	46.0	46.3
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	%	%	%
		53.5	54.0	53.7
	最高～最低	%	%	%
		57.2～43.5	57.5～44.1	57.1～44.0
一般職員	一律支給分(期末相当)	%	%	%
		54.0	54.0	54.0
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	%	%	%
		46.0	46.0	46.0
	最高～最低	%	%	%
		54.0～42.8	54.0～42.9	54.0～43.9

3 給与水準の妥当性の検証等

○事務・技術職員

項目	内容
対国家公務員 指数の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・年齢勘案 115.7 ・年齢・地域勘案 103.4 ・年齢・学歴勘案 113.2 ・年齢・地域・学歴勘案 101.5
国に比べて給与水準が 高くなっている理由	<p>○ 当機構は、畜産、野菜、砂糖、でん粉の分野における(1)経営安定対策、(2)需給調整・価格安定対策、(3)緊急対策、(4)情報収集提供の業務を実施しており、質・量ともに増加しているこれらの業務を遂行する上で、意思決定の迅速化と責任体制の明確化が求められている。このような業務を的確かつ迅速に実施するためには、的確な判断力と責任を有する職員が必要とされ、このことが、管理職の割合を高め、対国家公務員指数を高くする一因となっている。</p> <p>○ 当機構の対国家公務員指数は115.7であるが、これは、給与水準の高い東京に勤務する職員の割合が95.3%、大学卒以上の者の割合が92.7%といずれも高い状況にあり、これらの事情を踏まえて比較をしている「年齢・地域・学歴を勘案した対国家公務員指数」は101.5となっている。</p> <p>① 管理職割合 国(行(一)) 17.8%(*) 機構 23.6%</p> <p>② 給与水準の高い地域に勤務する職員の割合(東京都特別区勤務の者の割合) 国(行(一)) 34.2%(*) 機構 95.3%</p> <p>③ 学歴構成による給与水準の相違(大学卒以上の者の割合) 国(行(一)) 65.1%(*) 機構 92.7%</p> <p>* (参考)令和7年国家公務員給与等実態調査(人事院)</p>
給与水準の妥当性の 検証	<p>【支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 27.1%】 (国からの財政支出額133,978百万円、支出予算の総額494,149百万円:令和7年度予算)</p> <p>【累積欠損額 57,099百万円(令和6年度決算)】</p> <p>【管理職の割合 23.6%(常勤職員数233名中55名)】</p> <p>【大学卒以上の割合 92.7%(常勤職員数233名中216名)】</p> <p>【支出総額に占める給与・報酬等支給総額の割合 1.0%】 (支出総額263,401百万円、給与・報酬等支給総額2,559百万円:令和6年度決算)</p> <p>(法人の検証結果) 当機構は、農畜産業及びその関連産業の健全な発展並びに国民消費生活の安定に寄与することを目的とした事業を実施する法人であることから、高度な専門的知識を有した人材を継続的に確保するために必要な給与水準を設定している。 国家公務員と比較して当機構の管理職割合が高いのは、意思決定の迅速化と責任体制の明確化が求められる中で、業務を的確かつ迅速に実施するために、畜産、野菜、砂糖、でん粉の各部門に判断力と責任を有する職員が必要とされるためである。 なお、給与・報酬等の支出総額は、平成17年度から実施している給与構造の見直しにより平成17年度比6.5%(▲142百万円)削減し、管理職割合も、平成19年度から実施している「新たな人事管理制度」により適正化を進めた結果、平成19年度比18.4ポイント削減して23.6%となっている。 機構としては、従来から給与水準の見直しを図っているところであり、必要な人材の確保の観点も踏まえながら、今後も、国家公務員と同水準となるよう取組を継続する。</p> <p>(主務大臣の検証結果) 農畜産業振興機構の給与水準は、国と比べて、年齢・地域・学歴勘案で、1.5ポイント高くなっているが、これは、国家公務員における俸給の特別調整手当(管理職手当)が支給される職員の割合が高いことに要因があり、これを考慮すれば妥当であると考えられる。 農畜産業振興機構においては、専門的知識を有した有能な人材の確保の必要性を踏まえつつ、給与水準の適正確保に向けた取組を推進しており、農林水産省としても、こうした取組の推進を促しつつ、給与水準の妥当性について注視してまいりたい。</p>
講ずる措置	<p>引き続き、国家公務員の給与に関する人事院勧告や機構の業務見直し等の状況を踏まえて、業務の実績等を考慮しつつ、社会一般の情勢に適合した水準が確保されるような措置を講ずる。</p> <p>なお、令和8年度においては、以下の措置を講ずることとしている。</p> <p>① 高年齢層の管理職及び非管理職を対象とした昇給幅の圧縮</p> <p>② 管理職ポストオフ制度(部長級にあっては57歳に達した年度の翌年度、課長級にあっては56歳に達した年度の翌年度に管理職を離脱し、非管理職とする)</p> <p>③ 組織再編に伴う管理職ポストの削減(▲2)</p>

注1:令和7年4月に国家公務員の地域手当制度が見直され級地区分数及び級地(支給割合)が改正されたところ、各指数に関して、国家公務員の給与の額については経過措置終了後の地域手当の支給割合による推計値を用いており、地域勘案(年齢・地域勘案及び年齢・地域・学歴勘案)に用いる国家公務員の地域手当の級地区分も同様に経過措置終了後のものによっている。

4 モデル給与

(扶養親族がいない場合)

○ 22歳 (大卒初任給)
月額 278,400円 年間給与 4,635,000円

○ 35歳 (本部課長補佐)
月額 392,400円 年間給与 6,715,000円

○ 50歳 (本部課長)
月額 620,600円 年間給与 10,628,000円

※扶養親族がいる場合には、扶養手当(配偶者3,000円/月、子1人につき11,500円/月)を支給

5 業績給の仕組み及び導入に関する考え方

人事評価制度において、職員の勤務実績、行動を5段階に評価し、その結果を昇給・降給、昇格・降格、勤勉手当に反映。令和8年度においても継続することとしている。

III 総人件費について

区分	令和5年度	令和6年度	令和7年度
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 1,930,999	千円 1,979,090	千円 2,046,951
退職手当支給総額 (B)	千円 82,570	千円 249,167	千円 54,236
非常勤役職員等給与 (C)	千円 90,596	千円 84,480	千円 85,344
福利厚生費 (D)	千円 337,570	千円 347,244	千円 365,342
最広義人件費 (A+B+C+D)	千円 2,441,735	千円 2,659,981	千円 2,551,873

注1:中期目標管理法人のため、中期目標期間の開始年度分から当年度分までを記載している。

注2:最広義人件費は、千円未満の端数処理の関係で内訳の合計と一致しない場合がある。

総人件費について参考となる事項

1 給与、報酬等支給総額及び最広義人件費

給与、報酬等支給総額については、対前年度比3.4%増、最広義人件費については、対前年度比4.1%減となった。主な増減要因は、次のとおり。

(1) 給与、報酬等支給総額

国家公務員の給与改定を考慮した給与の増額改定を行ったことによる。

(2) 最広義人件費

退職職員数が昨年度と比べ減少したことによる。

2 「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成29年11月17日閣議決定)に基づき、役員については平成30年1月、職員については平成30年4月から以下の措置を講ずることとした。

役職員の退職手当について、支給水準の引下げを実施した。

役員に関する講じた措置の概要:退職手当の額を算定する上で使用する調整率について、87/100から83.7/100に改正。

職員に関する講じた措置の概要:同上

なお、職員については、事前の労使協議を要したことから、措置の開始時期は、国家公務員に係る措置時期(平成30年1月1日)と異なる取扱いとした。

IV 定年制度及び60歳以上の職員の給与制度

- ・事務・技術職の定年年齢は62歳である。定年年齢については、国家公務員と同様に令和5年度から令和13年度にかけて段階的に65歳まで引き上げている。
- ・役職定年制は導入済みである。
- ・60歳に達する年度以降の職員は当面の間、60歳時点の本俸月額に100分の70を乗じて得た額の給与としている。

V その他

特になし